

び自然科学の各分野における基礎と応用に関する研究の調和のとれた発展を念願する日本学術会議としては反対である。

- 2 本会議は、かねてから科学の民生的で健全な発展のためには、これを指向する国の科学政策の基本を定めた科学研究基本法を制定すべきであることを強く主張してきた。もし、「主として自然科学の分野に係る科学技術」の振興に関する単行法を制定しようというのであれば、それに先立ち、上記科学研究基本法を制定すべきである。
- 3 「主として自然科学の分野に係る科学技術」の振興のみを目的とする法律（しかも大学における研究は原則としてその対象に含まれていない）のために本来諸科学の調和のとれた発展を目的として立案された従来の科学技術基本法案を流用することには反対である。

このような法律は昭和37年5月の本会議の勧告の趣旨および昭和40年12月の科学技術会議の答申の精神から遠く離れ、それらの実現にとって有害な結果を生ずるおそれがあるからである。

7-32

庶発第1391号 昭和42年11月2日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣）

宇宙空間科学の推進計画実施について（申入れ）

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、昭和37年5月第36回総会の議に基づき、宇宙空間科学の推進計画実施に関する勧告を行ないました。以来その線に沿って宇宙空間科学における理学の研究がすみ工学の進展が見られました。

一方最近において、実用を目的とした宇宙開発が強く推進される動きがありますが、宇宙空間科学を含めた宇宙開発の調和のとれた発展をはかるために、次のことを申し入れます。

宇宙空間科学の研究は、宇宙開発におけるもっとも基礎的な分野であるから、宇宙開発の全体計画の中で、その占める地位が重視されなければならない。とくに、宇宙空間科学の研究計画については、科学者の自主性と日本学術会議の意見が十分に尊重されるべきである。

なお、わが国の宇宙開発を進めるにあたっては、平和目的に限り、且つその成果を公開し、その原則に基づいて国際協力が推進されるべきである。

7-33

庶発第1392号 昭和42年11月2日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部および農林各大臣）